



金目川沿いの桜並木

27議案を原案可決 19年度当初予算など

3月定例会

審議の概要

平成十九年市議会三月定例会は、二月二十一日から三月二十三日まで、会期三日間で開催しました。
今定例会では、公立病院の診療に係る債権の消滅時効に民法の規定が適用されることに伴い、債権放棄の規定を設けるため「平塚市民病院の診療費その他の費用の徴収に関する条例の一部を改正する条例」や、平成十九年度一般会計および特別・病院事業会計の各当初予算の案件など、二五案件が市長から提案

され、報告を除く二四議案を審議し、いずれも原案どおり可決しました。
また、議員提出の会議案では、「平塚市議会委員会条例の一部を改正する条例」を含む三会議案を審議し、いずれも原案どおり可決しました。
なお、平成十八年九月定例会に市長から提案され継続審査となっていた「平塚市総合計画基本構想の策定について」の議案は継続審査となりました。

一般会計 前年度比0.4%減 七二七億九〇〇〇万円を計上

三月定例会では、平成十九年度の一般会計および特別・病院事業会計の当初予算が提案され、審議の結果、原案どおり可決しました。

平成十九年度の当初予算の編成では、第五次行政改革大綱に沿った一層の行政改革の推進や財政健全化プランの目標に掲

地方自治法の一部改正 助役から副市長へ名称変更等

地方自治法の一部を改正する法律が平成十八年六月七日に公布されました。従来の助役制度等の見直しに関する事項の規定の施行日は平成十九年四月一日であり、「平塚市助役定数条例」など関係する九条例を改正するため「地方自治法の一部

を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」が市長から提案されました。
今回の地方自治法の一部改正では、地方分権改革により地方公共団体の果たすべき役割と責任が広がっていることから、助役職の今後の役割をよ

り適切に表すために、「助役」の名称を「副市長」と変更するものです。

また、出納事務の電算化の進展等により、特別職として置かれていた収入役の果たしてきた役割が変容してきていることから「収入役」を廃止し、一般職の「会計管理者」が配置されることとなりました。

議会では、本議案を賛成多数で可決しました。

紙面の構成のご案内

3月定例会 議案の審議結果	1面
行財政全般	2面
まちづくり	3面
経済・環境	4面
福祉	5面
行政一般	6面
発言通告	7面
教育	8面

この結果、十九年度の一般会計の当初予算は七二七億九〇〇万円、前年度予算対比0.4%減、特別会計の全体予算は八八三億九〇八万五〇〇円、同六.八%減、病院事業会計は一億七〇〇万円、同0.3%減となり、全会計では一七三億六〇八万五〇〇円、同三.八%の減となりました。

公選法の一部改正 市長候補者のピラ 頒布、公費作成可

公職選挙法の一部を改正する法律が平成十九年二月二十八日に公布され、市長選挙における候補者が選挙運動用のピラを頒布できることとなりました。これに伴い、当該ピラの作成を公費負担の対象とするほか、関連規定を整備するため、「平塚市の議会の議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」が市長から提案されました。

議会では、本議案を全議員異議なく可決しました。